



千葉労働新聞

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.4.13 No. 3200

職場全営業を魂を 怒りを力へ 組合員 の心はひとつ!



怒りを力へ

動労千葉は、四月一日全営業職場から、大巾賃上げ、原職奪還・勤業賃金の現給確保、不当処分策動の中止を要求し、三五名の仲間たちが敢然と春闘第二波ストへ立ち上がった。

同日動力車会館で開催された営業協議会全体集會では、営業職場に動労千葉の運動をさらに浸透させ、拠点を創っていくことを確認した。

藤議長は、昨年の予料生の差別・選別登用から始まったJR当局-JR総連一体となった不当極まる攻撃に対し、全営業協議会の仲間はその最先頭で闘ってきた。

われわれ営業の闘いがより大きな検修での闘いへ、運転でのストを成功させる突破口を創ってきたと確信している。

安房地区労 清算事業団解散運動と 特別決議!

JRの不当労行が、不当解雇を乱発する決議(定本)
国鉄からJRに、下取地目下余る不当労行が横行して、特に安房、動労千葉に対する差別は露骨なものである。そしてJRに不採用になり、清算事業団に配属された組合員は七三〇名に達し、安房地区労労組を解散し、原職復帰の提訴をした。その結果、一〇九名が職を失った。六月二十四日、安房地区労は、この提訴をめぐり、本社に採用したものを「労行処分を理由とした」として決定を出し、その命令内容もJRの主張をすべて取り、「労行処分を理由とした」として採用し、不当性を強く二分分である。ことを明確にし、労行処分を全面的に認めないことを主張した。JR側は「所屬労行処分により差別をしない」として固執を強めた。今日、再び取組推進法の期限切れを理由に解雇を通告してきた。特に、動労千葉の清算事業団に所属する組合員十二名は、二月二十七日に千葉地区労労組から解雇撤回命令が出された後、その後、全安房地区労に解雇撤回命令が出されたのである。